

第18回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成27年8月5日 10:30～12:00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第4・5会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：大谷、石崎、北野、瀧澤、児玉、農頭、難波江、宮崎

K H K：安田、森永、鳥越、草野、成宮

陪席者：中西（経済産業省）

IV. 議 題：

- (1) 委員長の互選、副委員長の指名
- (2) 前回議事録(案)の確認・承認
- (3) 技術基準策定手順書の改正について
- (4) 技術基準整備3ヶ年計画（平成27～29年度）(案)について
- (5) 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の改正（軽微な変更）について（報告）
- (6) 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の改正（軽微な変更）について（報告）
- (7) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121 (2010)の改正について
- (8) 容器等製造業者登録基準 KHKS 0102 (2010)の定期見直しについて
- (9) その他

V. 配付資料

- 資料18-1 移動容器規格委員会委員名簿
- 資料18-2 第17回移動容器規格委員会議事録（案）
- 資料18-3 技術基準策定手順書 改正案（新旧対照表）
- 資料18-4 技術基準整備3ヶ年計画（平成27～29年度）(案)
- 資料18-5 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の改正（軽微な変更）について（報告）
- 資料18-6 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の改正（軽微な変更）について（報告）
- 資料18-7-1 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121 (2010)の改正について
- 資料18-7-2 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121改正案（新旧対照表）
- 資料18-8 容器等製造業者登録基準 KHKS 0102 (2010)の定期見直しについて
- 参考資料1 規格委員会規程
- 参考資料2 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121 (2010)

参考資料3 容器等製造業者登録基準 KHKS 0102 (2010)

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より資料18-1に基づき以下の紹介等を行った。

- ①欠席委員（小泉委員、石田委員、阿部委員、久保田委員）の報告
- ②川原委員の委員就任辞退に伴い、委員1名減の報告
- ③委員10名の出席があり、定足数8名以上を満足し、委員会は成立
- ④委員長は互選により小川委員に決定した。副委員長は小川委員長の指名により吉川委員に決定した。

2. 前回議事録(案)の確認・承認

資料18-2に基づき「第17回移動容器規格委員会議事録(案)」の採決が実施された。出席委員の過半数（6名以上）の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準策定手順書の改正

事務局より、資料18-3に基づき技術基準策定手順書の改正について説明があり、決議を実施したところ、出席委員の過半数（6名以上）の賛成（満場一致）により可決された。

4. 技術基準整備3ヶ年計画（平成27～29年度）(案) について

事務局より、資料18-4に基づき、平成27年度から29年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について、平成27年度及び平成28年度は昨年決定した計画に変更はなく、平成29年度は改正から5年となる容器プロトタイプ試験基準KHKS 0123、液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準KHKS 0127及び溶接容器溶接補修基準KHKS 0180の見直しを行うと説明があった。

技術基準整備3ヶ年計画（平成27～29年度）(案) について採決を実施し、出席委員の過半数（6名以上）の賛成（満場一致）により可決された。

5. 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128の改正（軽微な変更）について（報告）

事務局より、資料18-5により第17回移動容器規格委員会の審議結果に基づいて行ったKHKS 0128の改正（軽微な変更）について報告があった。改正方針に変更はないが、箇条21（組試験における引張試験）について追加の変更があった旨の説明があった。

6. 高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS 0150の改正（軽微な変更）について（報告）

事務局より、資料18-6により第17回移動容器規格委員会に審議結果に基づいて行ったKHKS 0150の改正（軽微な変更）について報告があった。

7. アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121(2010)の改正について

(1) 事務局より、資料18-7-1及び資料18-7-2に基づき、アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121(2010)の改正方針について説明があった。主な質疑等は以下のとおり。

- ①引用規格のJIS H 4040及びJIS H 4080は今年中に改正予定があり、ISO規格との整合のため、化学成分等についても改正が見込まれている。それらの改正内容を確認してから本基準を改正する必要はないか。

→ 今月開催が予定されているJISの審議会の後、難波江委員は事務局にJIS改正案を送付する。事務局は内容を確認し本基準へ影響について各委員に連絡する。最新版を適用する必要が生じた場合は、JIS発行後に本基準の改正手続きを開始することになるため、大きな影響がない場合は、次回見直し時に対応することとする。

② 圧縮側の応力評価について、耐力の95%以下と規定されているが、耐力は自緊処理による硬化前の初期の値が解析に用いられている。初期の耐力を用いることが適切か疑問が残るので、将来的にバウシinger効果の影響等についての考え方を整理する必要があると思われる。

→ 応力評価に加え設計確認試験や組試験においてサイクル試験を実施することによっても安全性が図られている。また、古くから用いられているDOT基準の数値であり、これまで問題は生じていない。

→ 他のFRP容器の基準でも同様の評価を要求しているため、FRP容器全般の長期的な課題として認識する必要がある。

③ 耐圧試験設備などのキャリブレーションについて、本基準に限らず、規定されていないことが多いが規定する必要はないか。

→ 検査等を行う際は、検査設備等が整備されていることが前提である。規定されていないが、検査機関等がそれぞれの判断で確認するものと考えている。このような問題があることは認識しておく必要がある。

(2) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準KHKS 0121(2010)の改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間(15日間)及びパブリックコメント実施期間(1ヶ月)について付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

[付帯条件]

① 引用規格のJIS H 4040及びJIS H 4080について、最新版へ変更が必要な場合は、メールにて審議を行い、その後書面投票を行う。

② 書面投票等で修正が必要となった場合は、メールにて審議を行い再度書面投票(15日間)を実施する。委員会を開催するか判断は委員長に一任する。

8. 容器等製造業者登録基準 KHKS 0102(2010)の定期見直しについて

(1) 事務局より、資料18-8に基づき、容器等製造業者登録基準 KHKS 0102(2010)の見直しについて事務局案として「確認」としたい旨の説明があった。主な質疑等は以下のとおりである。

① 本基準は、いつ頃から使用実績がないのか。

→ 正確な期間は記憶していないが、近年は使用されていない。

② 本基準を確認とする場合、基準の年度版表記等は変更されるか。

→ 年度版の表記等は変更されず、「平成〇年〇月〇日確認」と表紙に追加される。

(2) 容器等製造業者登録基準KHKS 0102(2010)の見直しを「確認」として終了することについて、採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名以上)の賛成(満場一致)により可決された。

9. その他

次回委員会の開催日は未定のため、開催する場合は別途調整を行う。

以上